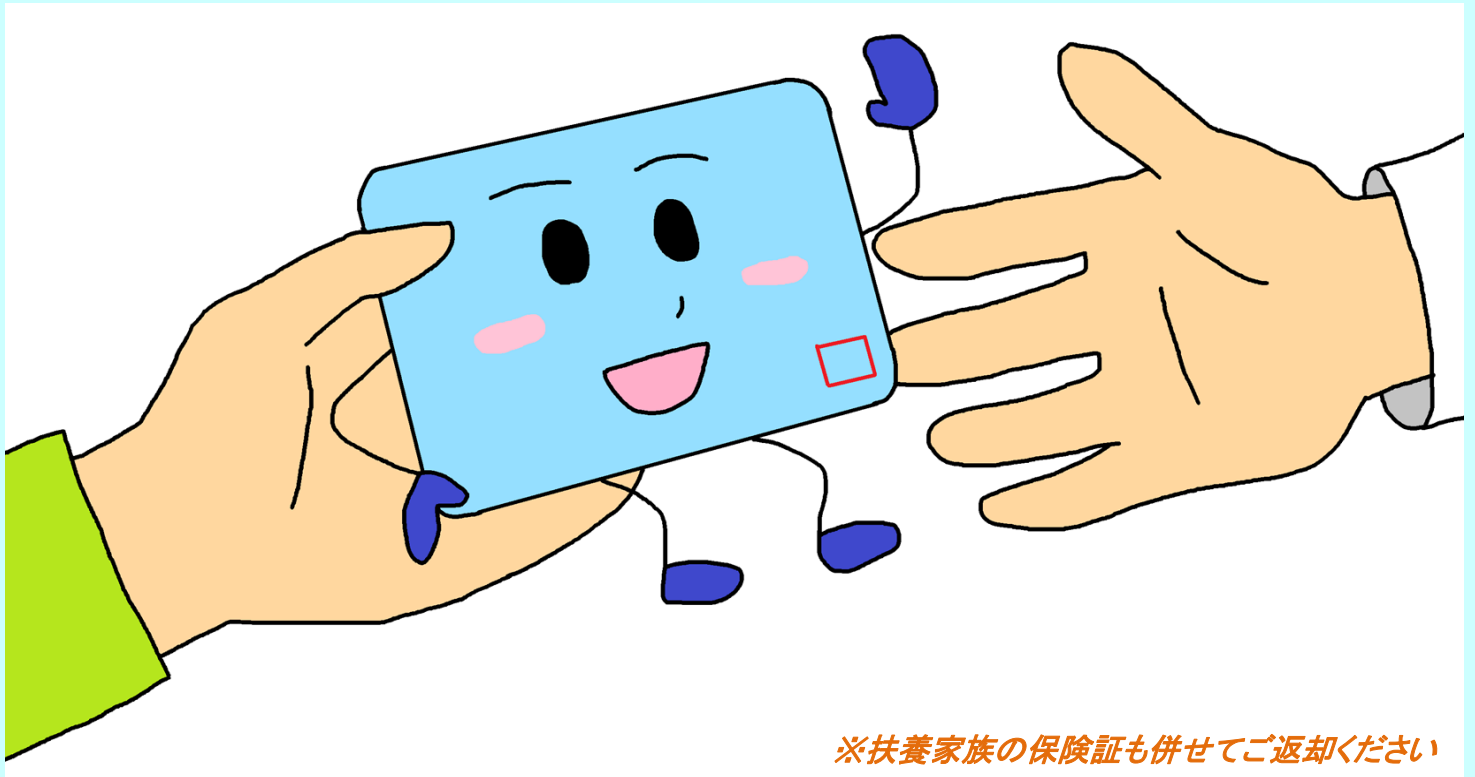


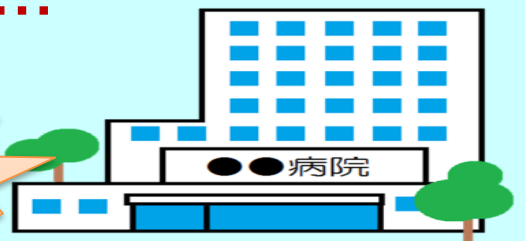
退職予定の皆様へ

協会けんぽからのお知らせ

退職時には必ず保険証を返却しましょう



退職時に保険証を返却せずに使ってしまった場合・・・



7割	3割
協会けんぽ負担	自己負担

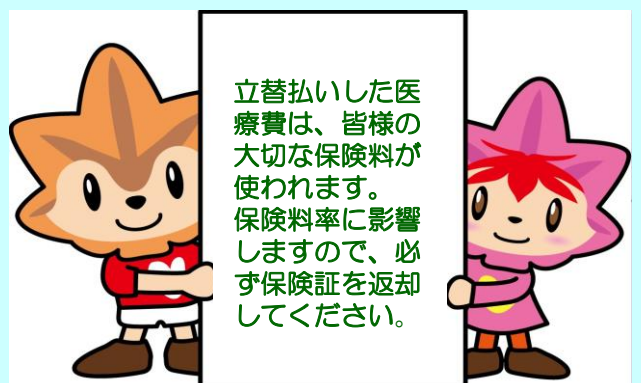
※年齢等によって負担割合は異なります

医療機関からの請求(7割)
を協会けんぽが立替払い



協会けんぽから
本人へ返還請求！
¥返納金通知書¥

支払わないと法的措置に
つながります！

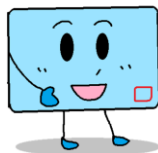




退職後の健康保険のご案内



退職後の健康保険はどうすればいいですか？



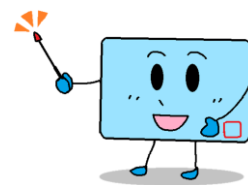
退職後の健康保険には「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」「全国健康保険協会の任意継続」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。(※次の会社に勤務される場合にはその会社が加入している健康保険になります。)

加入先	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)	任意継続
手続き先	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先	お住まいを管轄する 全国健康保険協会各支部
加入条件	○お住まいの市区町村に お問い合わせください。	○ご家族の勤務先に お問い合わせください。	○退職日まで被保険者期間が 2ヶ月以上あること。 ○退職日の翌日から20日以内 に手続きすること。
保険料	○前年度所得を基本に、世帯人数、 資産等により決まります。 [市区町村ごとで、保険料額は異なります]	○被扶養者の人数によって 保険料が変わることはあ りません。	○退職前に給料から控除され ていた健康保険料(介護保 険料を含む)額の2倍。 [保険料には、上限があります]

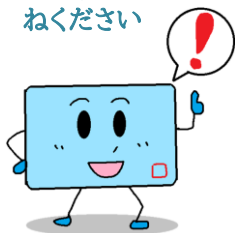


退職後すぐに病院に行かなくてはならないのですが…

退職後に上記の手続きをすぐに行っても保険証がお手元に届かない場合があります。健康保険の加入日は退職の翌日からの扱いになりますので、原則は一旦全額自費払いの後、保険証が届き次第「療養費」の請求を行い、保険負担分の払い戻しを受ける形になります。受診される際に医療機関に保険証切替中の旨説明を行い、診療を受けてください。(療養費の手続きは加入した保険者にお問い合わせください)



ご不明なことは
お気軽にお尋
ねください



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

協会けんぽ広島

検索

〒732-8512

広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F

電話:082-568-1011 (平日8:30~17:15)

ホームページに
も情報満載です